# 少額投資非課税制度

\銀行ではじめる /

NISA・つみたてNISA ガイドブック







# LifePlan

# 将来への備えって必要なのかな…

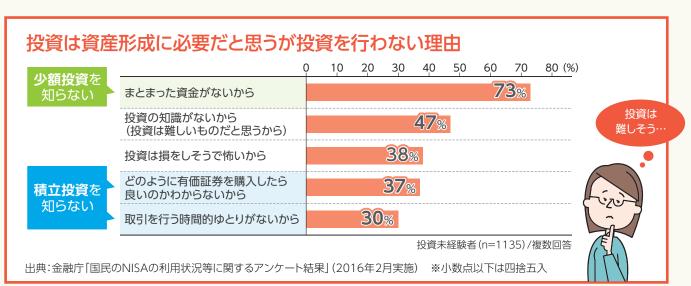
人生のライフプランを考えてみると、結婚資金や教育資金、住宅購入資金など様々なお金が必要になります。さらに、老後も見据えて老後資金も少しずつ準備していくことが重要でしょう。 そのためには、必要な費用を把握したうえで、早めに資産形成をはじめてはいかがですか。



# ✓ 今後、「お金の価値」が下がるかも…

長らくデフレに苦しんできた日本経済ですが、今後、インフレが続く(お金の実質的価値が下がっていく)可能性があります。投資(お金の運用)を行うことは、資産を守る方法のひとつです。



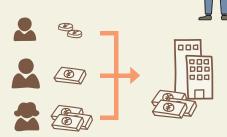


資産をコツコツ積み上げ、 インフレにも対応するには **積立投資が有効**です。

# 「積立投資」のメリット



同じ商品に、定期的に一定額を投資していけば、高いときに買いすぎたり、安いときに買い損なうことを避けられます。 投資信託は、少額から購入できるため、積立投資に向いています。また、積み立てた投資信託は、必要な額をその時々で売却して引き出せます。



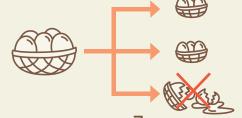


定期的に一定額の投資信託を積み立てていけば、 平均購入単価を平準化することが期待できます。

♪ 必ず元本割れを防止できるわけではありません。また元本割れ後、元本を回復できるとも限りません。

# 2 分散投資でリスクを軽減

投資先を1つに絞り込まず、複数に分散することで予測が 外れた場合のリスクを軽減することができます。





投資信託は、投資家から集めた資金を色々な商品に 分散して投資するため、<mark>リスクの軽減が期待できます</mark>。

・ リスクを軽減できても、損失を必ず回避できるわけではありません。

# 3 長期運用で安定性の高いリターン

長期間にわたって継続的な運用を行うことによって、短期運用よりもリターンが安定する傾向にあります。





投資信託で得られた収益を再投資していくことで、 **複利効果が期待できます**。

将来のリターンを保証するものではありません。

積立投資の基本を知りたい方は ▶ 6 ページをご参照ください。



NISA (ニーサ)制度を活用すれば、税制上のメリットが期待できます。 NISA制度は、継続的な資産形成を応援するため、国が作った制度です。

# ?」「NISA制度」ってなに?

2014年から、少額投資非課税制度(愛称:NISA)が導入され、 2018年から積立方式での資産形成に適したつみたてNISAが 開始されています。NISAやつみたてNISAを活用すれば、NISA 口座で投資した投資信託等の売却益、配当・分配金にかかる税金 が非課税になります。



# 対する"税金"

# ※投資信託等の譲渡益などが非課税

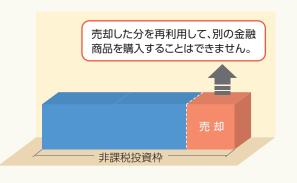
「NISA□座】

20.315% 売却益、配当 20.315%の

- \*1 NISAの投資可能額(非課税投資枠)は年間120万円まで、つみたてNISAは年間40万円まで。
- \*2 NISAの非課税期間は最長5年、つみたてNISAは最長20年。

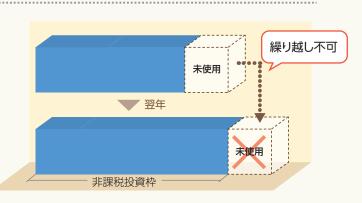
# ※払出し・売却が自由

いつでも払出し・売却が可能です。 ただし、払出し・売却をした分に対応する 非課税投資枠は再利用できません。



# 非課税投資枠の 翌年への繰り越し不可

非課税投資枠は、その枠が設定される ことが決まっている期間中は、毎年、 自動的に更新されますが、 1年の非課税投資枠の未使用分は、 翌年以降に繰り越せません。



# 損益通算不可

損失が生じた場合、 他の口座の売却益等との 損益通算はできません。



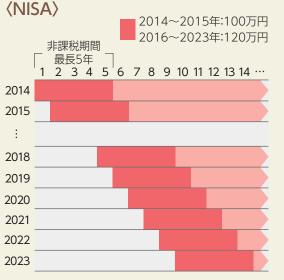
通常であれば、特定口座の利用や確定申告により、売却損益や配当等を通算することができます。しかし、NISA口座で 生じた損失は「なかったもの」とみなされるため、その損失額をNISA口座以外の口座で生じた売却益や配当等と損益 通算することや繰越控除することはできません。

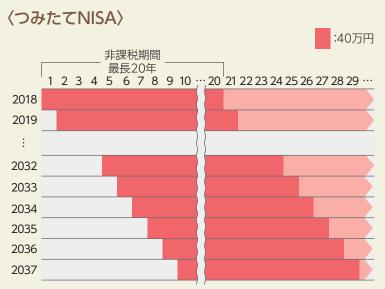
# 「NISA」と「つみたてNISA」の制度比較

	NISA	つみたてNISA				
年間の非課税投資枠	120万円まで	40万円まで				
制度を利用して商品が買える期間	2023年まで	2037年まで				
非課税での保有可能期間	5年間	20年間				
投資対象商品	投資信託·REIT等	一定の条件を満たす投資信託等*4				
投資方法	任意の金額・タイミングで購入可能 (定期・定額での購入も可能)	定期・定額での購入方法に限定				
ロールオーバー*3	できます (ロールオーバー時の時価で全額移管)	できません				
利用可能年齢	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等					
開設できる口座数	同一年において1人につき1口座					
資産の途中売却	いつでも可能					
制度間の関係	NISAとつみたてNISAのいずれかを年単位で選択 (商品の相互移管はできません)					

<sup>\*3</sup> 非課税での保有可能期間が終了した際には、NISA口座で保有している投資信託等を、翌年(制度を利用して商品が買える年に限定)の 非課税投資枠に移す(移管する)ことができます。この移管のことを「ロールオーバー」と呼んでいます。

<sup>\*4</sup> 対象商品は、信託報酬が低率、分配頻度が毎月ではないなどの条件を満たす公募株式投資信託およびETF(上場株式投資信託)になります。





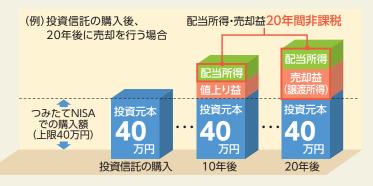


NISAは、投資信託やREIT等を、年間120万円の非課税投資枠の中で自由に組み合わせて運用できる制度です。一方、つみたてNISAは、年間40万円の非課税投資枠の中で、金融庁に届出のあった投資信託等から自分に合ったものを選んで積み立てていける制度です。

# 「つみたてNISA」3つのポイント

# POINT-1〉少額から積み立てた投資信託等を最長20年間非課税で運用

- ●年間40万円を上限として 買い付けた投資信託等か ら得た利益が、最長20年 間、非課税になります。\*1
- \*1 非課税で運用できる上限総額は、 「年間の非課税投資枠×制度を利用 して商品が買える期間しとなります。



# POINT-2〉長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託等が対象

- ▶銀行等が販売できる商品は、長期・積立・分散投資に適した商品となるよう、以下の法令 上の条件を満たす、金融庁に届け出のあった投資信託等に限定されます。
  - ☑ 信託期間が無期限または20年以上

▼ 販売手数料が不要\*2

☑ 分配頻度が毎月でない

☑ 信託報酬が低率

\*2 つみたてNISAの対象商品となるETFには、通常、販売手数料がかかります。

など

●対象商品は、金融庁ウェブサイトに公表されています。

# роімт-3〉定期的かつ継続的な買付け(積み立て)に限定

- ▶対象の投資信託等の買付けは、買付銘柄を指定したうえで、「1か月に1回」など、定期的に一定金額の買付けを行う方法に限られています。\*3\*4
- ▶ 自動的に買い付けるため、投資のタイミングに悩むこともありません。



- \*3 1度に40万円を買い付けることはできません。
- \*4 1回の積立可能額は、基本的には、年間の非課税投資枠40万円を買付回数で割った額が上限となりますが、上図のように、定期に継続した買付けであれば、ボーナス月に一定額を積み増すこともできます(年間の非課税投資枠は40万円のままなので、ご留意ください)。



つみたてNISAは、積立投資の「キホン」を押さえた制度です。

対象商品が限られており、少額から月々一定額を継続的に積み立てていくことができるので、幅広い年代の方の安定的な資産形成に役立ちます。

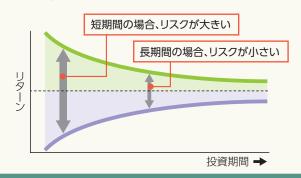


### 資産形成の ための 精立投資の「キホン」

安定した投資に大切なのは、まず「長期運用」と「分散投資」です。コツコツ積み立てながら長期運用を行い、投資先を分散していくことで、リスクを抑えながらリターンを高めることを目指しましょう。投資で得られた収益を再投資して複利の力を活かすほか、ドル・コスト平均法を用いて、継続的に運用を行うことがポイントです。

## 長期運用 の意義

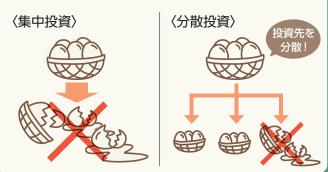
短期では収益の振れ幅が大きい場合でも、運用期間が長くなればなるほど、平均的な収益率に収束していく傾向があり、安定的に収益を上げることが期待できます。



## 分散投資 の意義

少数の限られた商品に集中して投資を行うと、損失が出たときの影響が非常に大きくなります。

逆に様々な商品に分散して投資を行うことで、投資 全体のリスクを軽減することができます。

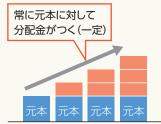


### 分配金等を再投資して

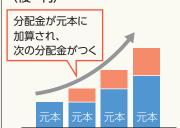
# 複利の力を活かそう!

投資信託等で得られた収益を再投資して継続的 に運用し、収益が収益を生む状況を作ることで、 大きなリターンが期待できます。

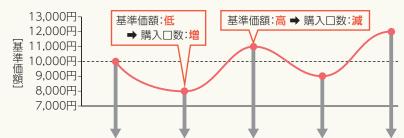
### 〈単 利〉



#### 〈複 利〉



# 平均購入単価が安定する「ドル・コスト平均法」で買おう



左の例では、毎月1万円ずつ 積み立てた場合、1万口あたり、 平均で9,797円で購入する ことができ、毎月一定口数を 購入する場合よりも、平均購 入単価が安定していることが わかります。

基準価額		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	合 計	1万口あたりの 平均買付価額
		10,000円	8,000円	11,000円	9,000円	12,000円		
ドル・コスト平均法	去 金額	10,000⊞	10,000⊞	10,000⊞	10,000⊞	10,000円	50,000円	9.797⊞
(毎月1万円ずつ	口数	10,000□	12,500□	9,091□	11,112□	8,334□	51,037□	9,7 97 H
一定口数購入	金額	10,000⊞	8,000⊞	11,000円	9,000⊞	12,000円	50,000円	10,000円
(毎月1万口ずつ	□数	10,000□	10,000□	10,000□	10,000□	10,000□	50,000□	10,000円

- 1
- ●上記は「ドル・コスト平均法」を活用することで平均購入単価が安定することを示した事例ですが、必ずしもすべての事例にあてはまるものではありません。また、購入時の手数料等は考慮していません。
- ●「ドル・コスト平均法」は、将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。

# NISA・つみたてNISAの



# おしえて! なるほど!







## Q↑ NISA口座の開設にマイナンバーは必要ですか?

🔼 NISA口座の開設お手続の際に、マイナンバーをお届けいただく必要があります。 ただし、すでに別の取引等でマイナンバーを届出いただいている場合には、不要と なることがあります。

## ℚ₂ NISAとつみたてNISAの対象商品に、預金は含まれますか?

⚠ 預金は対象商品に含まれません。NISAの対象商品は投資信託やREIT等であり、つみ たてNISAの対象商品は、一定の条件を満たす投資信託等になります。

## Q₃ NISA口座で生じた損益について、確定申告は必要ですか?

⚠ NISA□座で生じた利益は非課税となるため、確定申告の必要はありません。 なお、NISA口座の損失は、税務上ないものとみなされます。

## Q4 銀行の特定口座等で保有している投資信託等をNISA口座へ 移管することはできますか?

特定口座等で保有している投資信託等をNISA口座に移管することはできません。 NISA口座を開設した日以降、新たな資金で購入していただく必要があります。

## Q<sub>5</sub> NISAとつみたてNISAは併用できますか?

A NISAとつみたてNISAを同一年に併用することはできません。 NISA制度のご利用にあたっては、どちらか一方をご選択ください。

## ○ ⑥ すでにNISAを利用しているのですが、つみたてNISAに切り替えることは できますか? また、その逆はできますか?

⚠ NISAとつみたてNISAは年ごとに切り替えることができます。また、NISA制度の利用 年において年間非課税投資枠を使用していない場合には、年の途中であっても、 NISAとつみたてNISAの切替は可能です。

NISA口座の開設等の具体的な手続きや販売商品の詳細については、お取引先の銀行にお問い合わせください。

●お問い合わせ先:

福島銀行 個人営業部

**0120-60-2940** [受付時間] 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)